



Title	「国際結婚」とネーション・ビルディング
Author(s)	嘉本, 伊都子
Citation	臨床哲学. 1999, 1, p. 97-107
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/8842
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

「国際結婚」とネーション・ビルディング

嘉本伊都子

国際日本文化研究センターの嘉本です。「国際結婚の研究をしています」と自己紹介すると、私が国際結婚をしていると勘違いされることが多々ありますが、私は全然していないし、シングルだし、この研究をすればするほど大変だとわかるので、おそらく一生しないだろうと思うくらいです。臨床哲学とリンクすることがあるのかとても不安です。哲学的な質問をされてもさっぱり素養がないものですから、できればこちらの方が哲学をおやりになっているみなさんに質問をして、いろいろお伺いしたいと思います。

私はレジュメにも書きましたが、総合研究大学院大学というところで去年の9月に博士論文を提出しまして、学位を頂きました。出身は社会学ですが、国際結婚という研究対象そのものが学問の境界領域に落ち込んでしまっていて、悩んだすえ、とうとう国際日本研究というインターナショナルなナショナルな研究というわけのわからない、矛盾した専攻研究で学位をもらうことになりました。学位論文のタイトルは『「国際結婚」の歴史社会学的研究 1636-1899』です。哲学の人に歴史の話をしてあまりピンとこないだろうと思いますが、「国際結婚」というものをなぜ1600年代、江戸時代から始めなければいけなかったか、という問題があると思うんですよね。

国際結婚というのは、例えばイギリスやアメリカの方に「大学で何の研究をしているの？」と聞かれたときに、ちょっととまどうわけですね。苦し紛れに直訳して「"international marriage"」とか言うと「そんな風には言わないよ」って笑われちゃうんですね。逆に「じゃあ、どう表現するの」と聞いたら、相手は悩むわけです。「イギリスでは、そんなの普通だからただの"marriage"でいいんだよ」と答えられたりする。それではすごく困る。何で日本には「国際結婚」という現象があるんだろう、「国際結婚」って一体何だろうか、というのがそもそもの出発点でした。

1 明治期「国際結婚」と雑婚 "mixed marriage"

江戸時代には、「国際結婚」というのはありえないですよね、鎖国をしていましたから。しかし、「ありえない」というのは、ちょっとおかしいかもしれない。ありえたかもしれ

ない。例えば、シーボルトの娘いねさんは、遊女おたきとシーボルトの間にできた子どもで、それはどこで接触があったかという点では出島です。出島に遊女を差し遣わす政策を江戸時代はとっていた。そういう歴史的な背景がある。ただそれが遊女を差し遣わしたために結婚という関係には至れなかったというように捉えることができるかもしれない。国際結婚の定義は非常に難しい。

明治期の史料はマイクロフィルムに収められていて、半紙に墨で書かれたものをいちいち読み起こして、カードに写してという地味な実証研究をしていたのですが、まったく同じ史料を使って本が出てしまった。しかも私が論文を出す2年前に。どれだけ私が書店で青い顔をしたかは、みなさん想像に難くないと思います。でも気になることが書いてあったのです。その本の著者小山騰さんが書いた『国際結婚第一号』（講談社、1995年）には、その副タイトルに「明治人たちの雑婚事始」と書いてある。冒頭に"mixed marriage"あるいは、"mixed race"という言葉がソーシャル・ダーウィニズムとともに明治時代に輸入され、それを「雑婚」と呼んでいたことが書いてあります。しかし、それは西洋概念なので、「国際結婚」と必ずしも一致していないというのが私の主張です。

例えば、クララ・ホイットニーという人がいます。つい最近、1996年に文庫版で『勝海舟の嫁 クララの明治日記』上・下（クララ・ホイットニー著、一又民子ほか訳、中央公論社）が出ています。彼女が日本に来たのは、14歳のころで明治8(1875)年です。来日当初、馬車に乗っていた日本人が非常に立派な顔つきをしていたので、友達の日本人に「あれは誰だ」と聞くと、「あの人は有名な明治政府の高官で、あの人の奥さんはイギリス人だ」というようなことを聞かされるわけです。その時のクララの反応を引用しました。「どんな事情があっても何もかもあまりに異なる二つの国の人々が結婚したのか」「アングロ・サクソン民族の一員が、モンゴロイドとそんな親しい関係になるなんて、胸がむかつくことだったからである。」そういったクララが国際結婚をするわけなんですけれども。私が調べた史料にもクララについての記述があります。明治19(1886)年9月14日付で許可された婚姻届について「府下赤坂区赤坂氷川町四番地寄留長崎県平民梶梅太郎儀米国婦人クララ・ホイットニー氏ト結婚之儀米国公使之証明書ヲ以テ出願」とあります。「勝海舟の嫁」なら、なぜ勝梅太郎ではないのだと不思議に思われる方もいるでしょう。実はこの梶梅太郎は、勝海舟が梶くまという妾に生ませた子供だった。クララは、宣教師の父のもとキリスト教の家風の中で育ちました。梅太郎の出生の秘密を知ったとき、クララは大変なショックを受けます。ところが、梅太郎に同情するのです。その日記を読むと、いかにクララが梅太郎にひかれていくかということが非常によくわかる。当時、妾という制度は明治政府の制度として、きちんと法律で規定されていました。なおかつ天皇だって妾を持っていた時代だった。だからクララは、天皇をはじめ、これは非常に

悪い制度だと言って、嫌悪感や批判を全部そっちにもっていくところが微笑ましい。

それからもう一つ、メアリー・フレイザーの明治22(1889)年の日記を引用しましたが、彼女は英国公使の夫人です。その彼女が築地にあった孤児院を訪ねた時のものです。「寄宿生たちにまじって、数人のヨーロッパの少女たちも、通いの生徒として授業に出ています。そして、日本人との国際結婚で生まれたこの上なくかわいい優雅な少女も、ひとりかふたりいます。・・・中略・・・悲しいことに、少女たちのなかに、二、三人そのヨーロッパの父親が、日本から離れてしまおうと考えて置き去りにした子がいます。」(メアリー・フレイザー著、ヒュー・コートツィ編、横山俊夫訳『英国公使夫人の見た明治日本』淡交社、1988年)これは横山さんが訳していて、「国際結婚で生まれた」と書いています。ちょっと私は気になったものですから原書を調べてみました。そうすると、"the daughters of mixed marriages"と書かれています。原書には、本当にきれいな、優雅な顔をした女の子の写真が掲載されていて、その写真の下に"THE CHILD OF MIXED MARRIAGE"と書いてあります。この"mixed marriage"ということが、雑に混交した結婚、雑婚だったわけです。

カリフォルニア州の民法に1880(明治13)年に"antimiscegenation law"(=異種族混交禁止法)が制定されます。"miscegenation"という言葉は、辞書で引きますと、「違う人種の混交」ということを主に指すということになっています。「違う国の人」ではなく、「違う人種」なわけですね。つまり、アメリカ人のホイットニーが、アングロサクソンのイギリス人と結婚すれば"mixed marriage"ではないわけです。だから日本語でいう「国際結婚」と「雑婚」とは違う。しかも、カリフォルニア州民法で規定されたのは、white personつまり白人とnegro,mulattoまたはMongolianとの結婚は正式な婚姻ではないということです。これがなぜわかったかというと、日本人男性がカリフォルニア州で白人女性と結婚しようと、日本領事にも届け、city hall(市役所)にも届けました。そうするとcity hallで「お前はMongolianだからだめだ」と言われてしまい、それを日本領事に泣きついて、日本領事が外務省に「我々はMongolianなのか」と質問した。このような経緯から発覚した。こういう州法があったという時代背景が国際結婚の成立過程の中にあるということを、まず念頭においていただきたい。

2 ネーション・ビルディングと「国際結婚」

「婚姻とは何か」ということは本当に難しい問題で、社会学者の「家族とは何か」というのと同じで放棄したいので放棄します。でも「国際結婚とは何か」ということぐらいはきちんとっておかないといけませんね。私は「国際結婚」という現象は"cross-na-

tionality marriage"だと定義したい。この"nationality"という言葉ですが、「民族性」とはとらないで下さい。何を意味しているかということ「国籍」を意味していると解して下さい。つまり「国際結婚」という現象は、「インターステート・システムを前提として成り立った近代国民国家日本における『婚姻』の一形態である」。さらに、国際結婚が成立するための2つの条件を示しておきたい。第一に「国内外において社会的に認められた婚姻制度であること。」「国内外」というのが重要なのですが。第二に「婚姻前において近代国民国家日本の国籍を保有するものと、外国籍を保有するものとの婚姻であること。」この2点が「国際結婚」という現象が成立するための前提条件です。第一の条件である「国内外において社会的に認められた婚姻制度」とは何かとは、「婚姻とは何か」ということなのですが、近代国民国家においてそれを規定するのは民法です。第二の条件は、いわゆる国籍(nationality)とは何かということの規定に当たるとお考え下さい。

社会学者のデュルケムはこういうことを言っています。「家族は法的・道徳的な制度として、それを取りまく集合体の保護のもとに置かれているとき、はじめて存在することができる。」そこで、国際結婚の場合に問題になるのは、アンダーソンの言葉を借りますと、どちらの「想像の共同体」が国際結婚 "cross-nationality marriage" した家族を保護の下におくのか、ということです。ここは哲学の研究会なので、哲学チックなことを申しますと、私はヘーゲルをちゃんと読んではいませんが、ヘーゲルの解説書のようなものを読みますと、正反合とかいうのがある。どうも正というのは家族とか結婚なわけですね。反というのは欲望の体系である市民社会なのだそうです。それをアウフヘーベンするのが国家です。これは人倫の何とかによると、そうなるらしいのですけれども、それでは、国際結婚したカップルはどこがアウフヘーベンするのか、というのが私の学部時代につきあたった問題でした。だから私にとって「国際結婚」という問題は "mixed marriage"、雑婚の研究ではないわけです。つまり、人種とか家族とか宗教ではなくて、国家との問題であると言える。だからこそ「国際結婚」とネーション・ビルディングという大げさなタイトルをつけてしまえるわけです。

3 分限主義時代の「国際結婚」 - 「日本人タルノ分限」とナショナルリティ

いつ日本において国際結婚が法律上、制度化されたのかと申しますと、実は明治6(1873)年太政官布告第103号としてもう制度化されています。この布告は別名、内外人民婚姻条規と言われています。これには成立背景があって、慶應3(1867)年と明治5(1872)年の2度にわたって、イギリス領事が、日本人女性とイギリス人男性が結婚した場合、日本にはどういう法律があるのか、ということを聞いてきました。こういう外国

人との問題は、まだ不平等条約が改正されていない日本にとっては即、外交問題になるわけです。ですから、単なる個人的な関係として野放しにしておくわけにはいかない。外圧によってこの国際結婚の法律ができあがった。ところが、今まで、そのような関係性を持っていないわけですから、法律があるかと言われても、ないと言うしかない。でも、ないというのはまずいということで、当時翻訳が進められていましたナポレオン法典を見ますと、いいことが書いてある。フランス人のところを日本人にして作っちゃったという非常にお手軽なものだった。ところが、一つだけ決定的な違いがナポレオン法典と日本の内外人民婚姻条規の間にはありました。なんと婿養子を規定してしまったということです。内外人民婚姻条規では、婿養子も含めまして、3つのパターンが規定されました。しかし、4つのパターンを考えることができる（表1参照）。

表1 婚姻形態に着目した分限主義時代における「国際結婚」の分析枠組

婚嫁(a)型 外国人男性に婚嫁した日本人女性は「日本人タルノ分限」を失う。

婿養子(b)型 日本人女性に婿入りした外国人男性は「日本人タルノ分限」を得る。

婚嫁(c)型 日本人男性に婚嫁した外国人女性は「日本人タルノ分限」を得る。

婿養子(d)型 外国人女性に婿入りした日本人男性は「日本人タルノ分限」を失う。

つまり、男女別、日本人・外国人別に考えますと、日本人どうしのその当時、支配的だった結婚パターンというのは、嫁入り婚で、私はこれを婚嫁と表現していますが、あとは婿入り婚です。このどちらかだったわけです。だからナポレオン法典に婿入り婚というのを付け加えてしまったのです。そこに、日本人と外国人の組み合わせを考えると、4パターンできる。内外人民婚姻条規がナポレオン法典の模倣をして規定したことは、外国人男性に嫁入りした日本人女性は、外国に行くのだから、「日本人タルノ分限」（註：これを「日本人の権利」とか「日本国籍」と理解してしまうと本質を見落としてしまいます。婚姻を通して日本人の「家」のメンバーになることによって得られる社会的地位と義務といったほうがいいでしょう。）を失い、逆に、日本人男性のほうに外国人女性が嫁げば、外国人女性が日本人になる、つまり「日本人タルノ分限」を得る、ということです。それで、婿養子を規定したのはたった一つだけ、日本人女性の家のところに外国人男性が婿入りする場合です。そのときにおもしろいのは、男性のほうがオリジナルな国籍を捨てて、「日本人タルノ分限」を得ると規定したことです。ところが、日本人男性については一切規定がないのです。実際、外国人女性のところに婿入りしたいという日本人男性からの願出があったのですが、全部不許可になります。それで、婿養子(d)型の数は計算できないのですが、実質、婿養子(d)型をしていた人もありました。

4 ジェンダーと「日本人タルノ分限」

私が分類しました、abcdの類型を説明します。日本人女性と外国人男性の結婚の場合、先ほど申しましたように、江戸時代の出島型、つまり遊女を差し遣わすということからの伝統をもっておりましたので、このパターンが非常に多いです。最初は遊女であったものが、だんだん素人の遊女になり、その素人の遊女が雇妾という形で雇われる。ラシャメンという言葉がでてきますけれども、西洋人の妾になった人たちをラシャメンといいます。たとえ当事者どうしが「婚姻関係にある」と認識していたとしても、周囲はラシャメンというレッテルを貼ります。結婚という制度そのものが日本人と外国人の間にはできていないからです。外国側から国際結婚に関する制度はないのかと言われて、制度ができた。こうして、正妻というポジションが得られるわけです。日本人どうしであれば当時、「婚姻関係」の中に妾を認めていました（刑法に妾は二等親であるとされた）。ですから外国人の妾だって二等親になるという可能性はあったのですが、日本政府はそれを認めませんでした。妾は年季奉公の雇妾であって、妻にはならない。妾関係は年季奉公ですから、一年の契約関係です。妾は何の仕事をするかという、そういうお仕事をするわけで、そういうお仕事をすると子供が生まれてしまうわけで、子どもをどうするかという問題が浮上してきます。江戸時代は表向きは、私生子（現代なら婚外子と表現すべきですが、歴史的表現としてお許し下さい）というものはありませんでした。なぜかという、嫡男か嫡子であって、以下諸々は正妻が産んでも、妾が産んでも庶子なわけですね（この場合庶子は私生子ではない。いってみれば「公正子」）。ところが、明治政府は日本人どうしの婚姻については妾を認めていたのですから、認知された妾の子を私生子とするわけにはいかなかった。それを庶子に繰り上げた。そういう問題があって、明治6年の内外人民婚姻条規の出る2ヶ月前に私生子法というのが誕生します。一つには戸籍にはりつけなければならなかったということがあるのですが、もう一つには、やはり西欧人男性と日本人女性の間に生まれる子どもをどうするかという問題が背景にあったと考えられます。

婿養子(b)型をした最も有名な例はラフカディオ・ハーンです。正確にいうと彼の妻小泉せつはその当時、もうお父さんをなくしてしまいましたので、「婿養子」ではなく「入夫」婚姻でした。

日本人男性と外国人女性の場合なのですけれども、これは日本人男性が海外に行ったときに、小山さんの言葉を借りると、下宿屋の娘に手をつけるというパターンが多いそうですけれども、当時は、海外に行かなければ外国人女性と出会う機会はなかった。だから海外に行った日本人というのが、婚嫁(c)型の潮流を占めます。

残りの婿養子(d)型が、なぜ認められなかったかというのは、いろいろ議論があつてすぐには言えないのですが、詳しいことをお知りになりたい方は、次の拙稿をご覧ください。『国際結婚』の歴史社会学的類型－『明治前期身分法大全』を通して－『社会学評論』48-1,1997、および「国境を越えた『婿養子縁組』と『養子縁組』の歴史社会学的研究」『比較家族史研究』11,1997)ドイツでの例だったのですが婿養子(d)型の形をとって、ドイツに帰化したいので、結婚の手続きもとりたいといったことがあった。しかし、明治政府は結婚は認めるが、ドイツへの帰化は認めませんでした。もう一つ象徴的な出来事が明治14年に起こりました。この事件は婚姻に関するものではなく、民権派の運動をしていた人の中に、「日本政府脱官届」というのを出した日本人男性がいる。日本にいながら日本政府の管轄下から脱したいというものです。日本人男性が「日本人タルノ分限」を捨てることは非常に悪いことで、脱官というのは脱藩という言葉と通じると思うのですが、脱藩というのはかなりの大罪です。それで、やはり、「日本政府脱官届」を出した2人も罰せられた。

5・国民形成 - 「日本人」(ネーション)の二重構造

なぜ明治6年というきわめて早期に「国際結婚」を律する法律ができたのでしょうか。私が「国際結婚」が成立するための前提条件としてあげた第1の条件も、第2の条件も実は明治6年には充たせておりません。ゆえに私は鉤括弧つきで「国際結婚」と言っているのですが、民法も国籍法も成立していなかった。民法が成立するのは明治31年で、国籍法は明治32年です。それよりも四半世紀も前に「日本人タルノ分限」という言葉で、「国際結婚」を律する法律ができた。これは、やはり歴史的背景に求めなければならないのではないか、ということが大きなポイントです。

近代日本のネーション・ビルディング論を読みますと、ネーションが成立するためには様々な要素がそろふ必要がある。必ず言及されるのが戸籍です。戸籍の問題というのは、日本国内においてただ国内の日本人、「対内的日本人」を保証するだけのものです。でも国際結婚の場合、国内だけの日本人を保証しても何も意味がない。対外的に日本人というものが保証されなければならない。それでは、いつ歴史的な過程で日本人が対外的に日本人として制度化されたのでしょうか。ここは大雑把な議論になるかもしれませんが、旅券、パスポートが果たした役割を見逃してはならないのではないかと。江戸時代には鎖国をしていましたから「国際結婚」という現象自体がございませんでした。それは簡単なのですが、もう一つ「国際結婚」という現象がなかったことの大きな要因は、日本人が海外に行けなかった、海外へ行って日本人であるというアイデンティファ

イを江戸幕府からはされえなかったという歴史的事実に求められるのではないか。

私は戸籍というのは「家」の箱というものが保証する「対内的日本人」であり、それ対して、何が「対外的日本人」であるということを保証するかというと、「船」ではないか、というように思うわけです。なぜかということ、この当時、技術的に船でしか海外へ行けなかったということがあるのですけれども、実は"nationality"という言葉には「船籍」という意味もございます。あの日の丸がなぜ日本船籍を示すようになったかということ、やはり外圧、他者との関係によって成立した。江戸時代では日本近海を、各藩の藩旗をひるがえして、島津藩だったら丸印に十字の旗ですが、航行していたわけです。しかし、ユニオン・ジャックだとか、星条旗とかを抱えてくる大型船が来ますと、どれが日本の船かということがわかりにくくなる。それで、安政元(1854)年に日本総船印は日の丸だということが規定されます。そして、外国人が雇った日本人を海外に連れ出したということから、またこれも外圧なのですけれども、なしくずし的に日本人の海外への渡航許可が出ます。こうして慶應2(1866)年に発行されたものが旅券でした。その慶應2年に「海禁」が、私は「海禁」というのは「日本人の海外渡航禁止」という意味で使っているのですが、解除されます。海外への渡航に関する史料を引用しておきました。「海外諸国へ向後学科修養又は商業のため罷り越したき志願の者は願い出で次第、御差し許し相成るべく候。尤も御糾しの上、御免の印章相渡すべく候間、其の者の名前並びに如何様の手續を以て、何々の儀にて、何れの国へ罷り越したき旨等委細相認め、陪臣は其の主人、百姓町人は其の所の奉行、御代官、領主、地頭より其の筋へ申し立つべく候。云々。」海外諸国へ行くには、願い出て、外国奉行が許可するというわけです。ここでおもしろいのは、どの身分であろうと出られるということです。それまでも海外へ行った日本人はいました。福沢諭吉なんかがいい例ですけれども、幕府の命令を受けなければ海外へ出ることはできなかった。ようやく慶應2年には商業目的でも渡航できるようになった。実際、パスポート第一号は、隅田川浪五郎という外国人に雇われた軽業師でした。この浪五郎の息子、松五郎は国際結婚をすることになるのですが。そういう手に職を持っている人たち、あるいは海外の文明を学びに外へ行く人たちなどに、身分差関係なく許可がおりたのです。

6・近代国民国家の支配領域の確定 - 「家」の箱と「船」の箱の隙間

日本人には、「家」の箱と「船」の箱というような二重の構造があったと私は想定しているのですが、この「家」の箱に保証されるものと、「船」の箱に保証されるものがぴったり合っていなかったわけですね。ずれていた。そのいい例が、沖縄です。琉球王朝は、

中国・清と日本の両方に帰属していたわけですが、この琉球王国は琉球自体に「船」の箱をもっていた。しかし、日本人だ、日本だ、という領土の確定のために入れられてしまう。あるいは樺太処分の問題、アイヌの問題というのも「家」の箱と「船」の箱との間にはさまっている問題として捉えられます。

この当時、帰化法がなく、単独で、個人で「日本人」になることは不可能だったので。嫁入りをするか婿入りをするか、そういう関係性を結ばなければ帰化することができませんでした（「日本人タルノ分限」を理解するためには、ここがポイントです。個人単独ではなく「家」の中の嫁、あるいは婿というポジションが必要だった。）ところが、単独帰化ができた例外が2つあります。北海道開拓使に雇われた清国人と、小笠原諸島の外国人です。実は、この小笠原諸島では、当時2人の日本人妻を除いてはすべて外国人でした。外国人の容姿をしている彼らを強引に「日本人」にしてしまう。つまり小笠原が領土だと言って、そのあと「日本人」にしてしまう。でもそれは、鉤括弧つきの日本人でして、なぜかと言うと、内地に来るな、つまり、顔かたちが外国人だから来るとまぎらわしいので内地に来るなという条件つきで、「日本人」になっているからです。

この「家」の箱と「船」の箱の間には、私はまだ隙間があると思います。「日本人」という箱が強くなったり、弱くなったりということがあるわけです。けれども、まだ明治32年までの分析しかしておりませんので、それが今後、植民地問題、台湾とか満州国の間にどのように関わってくるのかというのがこれからの課題だと思います（この報告をしたときはまだ出版されていませんでしたが、小熊英二『＜日本人＞の境界』新曜社、1998は、私と同じ問題関心を別の角度から掘り下げられたお仕事であると思います。）

私は日本における「国際結婚」の歴史社会的分析により、「家」の箱、「船」の箱というモデルを抽出しました。同じようなものは西洋にもあるはずだと思います。"citizenship" というものが、どうしても西洋のネーション・ビルディング論にはつきまってくる問題なのですが、いくら"citizenship" というものを日本で探してもないんですね。諦めざるをえない。そうすると、日本の実態に即して分析して、抽出された概念を、西洋ではどうなのかという見方をしたほうがいいのではないかと思います。西洋の場合については、まだ着手していません。今後の課題として聞いていただきたいのですが、先ほど申しましたように、"antimiscegenation law" というのは、違う人種間の婚姻を正式な婚姻としては認めないというものです。西洋にも「船」の箱というものがある。アメリカという国の中に入っている人々がいる。ところが「市民社会」の一員として正しく認められるか認められないかということにはかなりハードルがある。だから、日本で「家」の箱というように保証しているものは、「市民社会」が保証しているのではないかと。でもその箱の中に入ることができる人たちというのは限られていたのではないかと

ということです。その「市民社会」の箱と「船」の箱の間にはさまっているもの、あるいは外部に突き出ているものとして、当時西洋がたくさん持っていた植民地という問題があるのではないか。婚嫁(a)型として私が分類しました、日本人女性と外国人男性が知り合う場というのは、外国人居留地、上海などでは租界地と言われてましたけれども、そういった所も植民地に近いものだった。

婚嫁(a)型の女性というのは、先ほど紹介しましたように、内外人民婚姻条規で「日本人タルノ分限」を失わなければならなかったのですが、この内外人民婚姻条規を出したときに、各国に通知しました。ところが、イギリスがこの条規を布告させる直接的契機をつくったにもかかわらず、イギリスは、こんな法律は無効だと言い放ったわけです。なぜかという、大きな問題はやはり婚姻関係の中に妾を含めるか含めないかということにありました。それから、イギリスは"common law"の伝統をもっていて、"Once the subject, always subject."「いったんイギリス市民であったものは、永久にイギリス市民である。」だから、イギリス人女性が（イギリスからみれば「文明国」にはほどとおい「野蛮国」の人間である）日本人の作ったわけのわからない法律によって、国籍を失うというのはばかばかしい話だ、内政干渉だと言ってきたわけです。ところがイギリス領事のほうは、「ああいいよ、日本人と結婚したいの、いいよ」というわけですね。それは外国人居留地内での結婚は勝手にしていいが、本国に向かってそれを持ち込むなどということです。これが発覚したのが、ブリンクリーと田中ヤスの裁判でした。ブリンクリーは日本でジャーナリストとして活躍したイギリス人でありまして、彼女との結婚をわざわざイギリスで裁判沙汰にしたのです。これは非キリスト教国の女性と、イギリス人男性の婚姻が認められた非常に画期的な裁判でした。でも、その背後に大きな問題としてあるのは、まだ日本が"Nation-State"としてイギリスに認知されていなかった、国際舞台で認知されていなかったことがあるわけです。

このネーション・ビルディング、"Nation-State"に関することは、西川長夫さんなんかは、越えなければいけないと、しきりにおっしゃっていますね。ネーション・ビルディング、Nationは常にbuildingというようにing形でなければならないわけですけども——それをおびやかす存在としても「国際結婚」という現象は捉えられうる。ただ非常に歴史的な問題ではあるのですけれども、近代というものがどう終焉していくのか、どういう方向に向かっていくのかということを考える上でも、国家と個人との関係というものを見据えるために、「国際結婚」という現象は、非常におもしろい素材として私たちの前に立ち現れてくるのではないかと考えています。

（本報告は学位論文『「国際結婚」の歴史社会学的研究 1636-1899』に基づいている。）

モデル図

